

共同教育課程制度に係る学生の在籍関係について

資料3

中央教育審議会大学分科会
大学院部会（第104回）
R4.2.16

- 「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」
（平成20年11月25日20文科高第621号）（抜粋）

第二 留意事項

4. 学生に関する事項

(1) 学生の在籍関係について

共同教育課程を修了した者には構成大学の連名による学位が授与されることから、共同教育課程を履修する学生は制度上は全ての構成大学に在籍するものであるが、それぞれの学生について、構成大学のうちいずれか一つの大学を定め、当該大学に本籍を置く必要があること。

その際、各大学ごとの収容定員に応じて、各学生について本籍を置く大学を定める必要があること。

学校基本調査等の各種統計、調査等においては、各大学ごとの学生数は上記により本籍を置く学生の数として取り扱う必要があること。

- 共同実施制度に関するQ&A（文部科学省ホームページより抜粋）

13. 学生が複数の大学に同時に在籍することが不適切であるとされることとの関係はどのようになりますか？

二重在籍が望ましくないとしているのは、学校教育法の修業年限の規定の趣旨に照らし、学生が二以上の大学の教育課程を同時に履修することは学生の十分な学習時間が確保できなくなると考えられるためです。

一方、共同実施制度は複数大学が共同して一つの教育課程を提供するものであり、学生は当該共同教育課程を履修し連名学位を授与されるためには、複数大学に制度上は重複して在籍している必要があると解され、これは前記の二重在籍とは趣旨・態様を異にするものであり、これまでの見解と矛盾しないものと考えられます。（したがって、一般的に「二重在籍」が望ましくないという点に変更はありません。）

【参考】複数の大学による共同教育課程

基本的な考え方

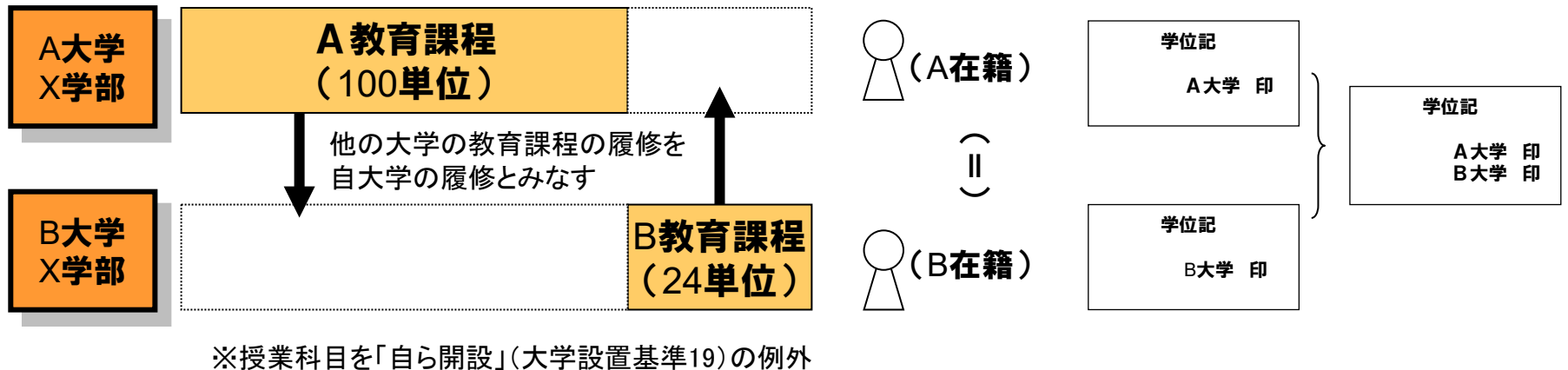
- ・ 複数大学が共同で一つの教育課程（共同教育課程）を編成することを可能とする。
- ・ 共同教育課程の修了者に対し、複数大学連名の学位を授与するものとする。

組織体制

- ・ 共同教育課程を実施する組織（学部、研究科等）は各大学に置く
→ 教員や財産の管理、財政措置等は大学ごとに行う

特例措置

- ・ 複数の大学で必要な教員数や校地・校舎面積や、教育課程等の条件の設定



(参考) 現行の単位互換

